

平成30年7月9日

被災者の皆様

三原市災害対策本部

## 建物の被害調査について(お願い)

梅雨前線による豪雨により、三原市でも甚大な被害が発生しています。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

市では被災(罹災)<sup>りさい</sup>証明書交付のための建物の被害調査を行います。

この被害調査の前に、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真を出来るだけ多く撮影していただき、保管しておいてください。また、工事に係る業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

被災(罹災)証明書交付等の詳細につきましては、決定次第お知らせします。

### 【写真撮影の例】

#### ●浸水の深さ



浸水の高さを示す痕跡

※深さが分かるよう、目盛の拡大写真もお願いします。

#### ●地盤の流出、陥没等



※写真の出典先 内閣府(防災担当)のホームページ  
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

**※床上浸水の場合は、必ず浸水の深さが分かる写真を撮影してください。**

お問い合わせ先 ●被害調査に関すること 三原市資産税課 (電話0848-67-6032)  
●被災(罹災)証明に関すること " 危機管理課 (電話0848-67-6066)